

南北朝連歌の一視点

— 賦物連歌から去嫌連歌へ —

金子治郎

はじめに

南北朝の動乱の中で連歌は飛躍的な発展を遂げる。連歌史上最大の飛躍である。それを諸方面から観察すると、そこにいくつかの特徴的な現象が見られる。第一に作者の面から見ると、それまでの公家中心から武家中心に移行したことも著しい現象であるが、とりわけ重要な現象として、地下連歌師の指導的地位の確立がある。それから後の連歌史は、この地下連歌師の消長の歴史になって行く。第二に鎌倉連歌と京連歌の混合という現象がある。まだ具体的に突き止められていない方面であるが、南北朝連歌の急速な発展に対し重要な役割を負うものと考えられる。第三に連歌に対する態度——連歌意識——に現われた変化がある。それを象徴的に示すものとして、北野を連歌神とし、北野法樂連歌を成立させた事実が指摘される。鎌倉時代の有心無心連歌や花下連歌などの遊樂的態度と違って、北野法樂連歌には、著しい文学的な志向が見られる。第四に形態の問題がある。そこには聯句連歌形態の登場といった現象もあるが、重要なのは連歌形態を規制する式目の問題である。長連歌発生以来の賦物の制が崩壊し、それまで賦物の下で力を養っていた去嫌

の制が、それだけで連歌形態を規制するに至ったのがこの時期である。第五に風体の面から見ると、連歌論の発達による風体美の追求、寄合の発達など、問題はさらに細分されるが、基本的なものとして付合の発達が挙げられる。鎌倉時代の付合が和歌の上句下句の關係に近いものであったのに対して、この時期の連歌は、複雑な趣向を踏まえた付合を見せ、いかにも連歌らしい付合の妙趣を発揮するようになる。以上諸方面から観察される特徴の一端であるが、いずれも南北朝連歌が最大の飛躍を遂げたことを語っている。

この小稿で扱うのは、右の中第四に挙げた式目の面からする考察である。鎌倉時代の式目は、賦物の制と去嫌の制とを併せ持っていたと思われるが、その中の賦物の制は、長連歌発生以来の古い歴史を持ち、去嫌の制が生ずる前から連歌の形態的規制に任じていた。去嫌の制が次第に充実して行っても、賦物の制の伝統は守られ続けて鎌倉末期に至る。それが南北朝にはいつて賦物は崩壊し、間もなく形態を留めるだけとなり、式目は去嫌の制だけになって行く。これが概要であって、この中の賦物の消長については、すでに山田孝

雄博士の詳しい歴史的跡づけも行われている。(注1)しかしなお賦物崩壊の時期や実情については検討の必要がある。それがここでの第一の仕事である。その崩壊の原因を尋ね、それによって崩壊の持つ連歌史的意義を考えようというのが第二の仕事になる。主として賦物の消長に即して考えるものであって、去嫌の制を正面から扱うものではない。

一、賦物の崩壊

賦物の歴史は、山田博士の「連歌及び連歌史」によって系統立てられ、その後鎌倉時代古懷紙などの資料報告があつて具体的にたが、大筋は山田博士の整理を出ない。

長連歌が盛んになる後鳥羽院の時代の賦物は、賦黑白(黒い題材、白い題材を交互に説み入れる)、賦草木(草の名、木の名を物名歌風に交互に説みこむ)など、山田博士のいわゆる複式賦物であつた。承久変まではすべてこの形式であつて、八雲御抄巻一に掲げる連歌の禁制は、この形式の賦物について述べている。承久変を転機として、上賦下賦式に一変する。それは明月記によって記録的に明らかにされていたが、伊地知鐵男氏によつて、東大寺要録紙背の「賦何屋何水連歌」懷紙の断簡(九句)が紹介された。(注2)仁治二年の作であることが考証されている。各句とも賦物を取る語に付墨があつて、発句は松屋、脇は山水のごとく熟語になる語が用意されている。これはどちらも上賦の場合であるが、山何、唐何のごとき下賦もある。いずれにしろ複式であつて、交互に取って行く点は、後鳥羽院時代の賦物と同じである。この形式がいつまで行われたかははっきりしない点である。隆弁法印西上記には、建長二年(一二

五〇)十月十日に園城寺で行われた賦山何々水連歌を記していて、これが記録に見える下限のようである。(注3)

上賦下賦の複式は、やがて単式に移行する。その交替の時期を山田博士は、為家(建治元年没)とその子為氏(弘安九年没)の間と推定された。この前後に適確な裏付け資料はないが、ほぼ当たっているかと思う。単式でもっとも古いのは、伊地知氏の紹介された改元類記(内閣文庫)裏文書の懷紙である。(注4)それには応長元年(一二三二)八月二十四日の賦何船連歌、正和三年(一二三四)七月十九日の賦山何連歌その他の懷紙断簡が含まれている。複式の下限である建長二年から応長元年まで六十年を隔てている。山田博士推定の為家と為氏の間という交替の時期は、この六十年間に含まれている。さてこの改元類記の懷紙は、応長の何船連歌も正和の山何連歌も、賦物を取つて熟語をなす語には付墨があつて、全句に取り通していたことが明らかになる。(加点を受けるための懷紙には付墨がない。)筆者がかつて紹介した敵島神社反故紙経裏の懷紙断簡にも同じ付墨が各句にあつて、全句に取り通していたことを示している。(注5)これは元徳二年(一二三〇)以前の成立で、改元類記の懷紙とあまり隔たらない時期のものと思われる。これらによつて、鎌倉末期の単式賦物の実体が明らかにになり、全句に通じて賦物を取つていたことが知られる。建武の中興まで後二十年という時期である。

建武中興の直前に、金沢の称名寺で説まれたのが、金沢文庫所蔵の古懷紙である。(注6)鎌倉の地で、称名寺の寺僧を中心に説まれた点、鎌倉時代の最末期である点などで注目すべきものであるが、賦物の事情は違つている。百韻完備するもの三巻と、その他の断簡とがあるが、百韻完備の三巻は、発句の前に「連歌」と記すだけ

で、賦山何連歌のように賦物を標示していない。

正慶元 九十三夜
阿彌陀堂

連歌

月は秋あきも名あるは今夜哉

右のごとくで、元弘三年十月廿三夜の百韻も、年次のない「八月十五夜」の百韻も、共に単に「連歌」と記すだけである。これは懷紙の端作りとしては特異な形式である。これまでに挙げた鎌倉時代の古懷紙は、すべて賦物を標示しており、南北朝になつての文和千句（五百句現存。ただし成立当時の懷紙ではない）でも、それ以後のものでも同様であつて、それに対して異例としなければならぬ。

ところで、正慶の百韻も元弘の百韻も、ともに二人の先達の加点を併せ記入している。（注7）加点を受けた後で整理した懷紙である。そこで、整理する前の懷紙——加点を受けるための懷紙とか、さらにその前の最初の懷紙——には、あるいは賦物が標示されていたかも知れないと考えられてくる。しかし、八月十五夜百韻を見ると、それは考え過ぎであらうと思われる。この三つの百韻は、頼原博士の指摘があるように、作者に共通する者が多く、十五夜百韻は前二者と同じ頃の制作と考えられるものである。ところで十五夜百韻には加点がない。また加点を受けるためのものでもないことは、各句の作者名を記していることから明らかである。これは詠作された最初の懷紙か、あるいはその写しと見るべきものである。それが賦物を記していないところを見ると、正慶・元弘の百韻も最初から賦物を標示しなかったと見てよからうと思う。

金沢文庫の懷紙には、しかし賦物を標示したのも存している。

懷紙二枚（初・名残の二枚。第二第三を欠く）四十四句の断簡で、巻首の

御点之内長一句可給候

賦何木連歌

雪けかはおもふさむさに成にけり

となつてゐるものである。（注8）これは「御点之内……」とあつて明らかなように、加点を受けるためのもので、現に点が加えられている。とすれば、点を受ける時だけ賦物を標示したのではないかとの疑問も出てくる。しかしこれも考え過ぎのように思う。詠作の最初にも標示せず、加点後整理したものにも記さないで、加点を請う時だけ賦物を書くとは考えにくい。称名寺連歌の中には、通例のように賦物を標示するものもあつたが、書かない異例の懷紙も存したと認めるべきであらう。さらに作者について比較してみると、何木連歌と前記三百韻とは共通する作者が少い。何木連歌には加点を受けた作者四人を顯わしているが、客・吳・小・氏の四人の中、共通するのは、客が八月十五夜百韻に見えただけである。もしこの客が客人の意であれば、必ずしも共通作者とはならない。この点から見ても、何木連歌と前記三百韻とは別框のものと認められる。（何木連歌が時代が古く、別框は時代による差異ということになれば、問題はさらにはつきりするが、そこまでは詳かにしえない。）

賦物を標示しない百韻が、しかも三巻まで存することは注目すべき現象である。賦物を全然取らなかつたのか、取つても標示しなかつたのか、問題は二つになる。前者とすれば一大変革である。賦何木連歌のように通例の書式も存しているのであるから、もし賦物を取つてゐるとすれば、これらの三巻もそれを標示しそうなものであ

る。それがないのは、賦物を取らなかった証拠ではあるまいか。こ
ういう見方も当然出てくる。しかし賦物を取らないというのはあま
りに異例であって信じにくい。そこで取っても標示しなかったとい
う後者の場合が考えられてくる。そこで若し取っていたとすれば、
どんな賦物を取っていたらうかが問題になる。最古の賦物篇目と認
められる野坂本「歌づゑ」と、それに次いで古形を存している「和
歌集心駄抄肝煎要」（京大本）所収の「常の賦物之次第」によつて
検討してみることにする。果して正鶴を得ているかどうか、いくぶ
んの危惧はあるが、正慶元年百韻は何船、元弘三年百韻は何木であ
らうかと思う。（八月十五夜百韻未調査）。「歌づゑ」の何船二百五
十八語（実数二百六十一）、何木二百十語（実数二百十九）、また心
駄抄の何船七十五語（実数六十五）、何木百八十七語（実数百二十
一）によつて検出した結果は次のようである。

（賦物を取る句数）

（取らない句数）

正慶元年百韻（何船） 七八句（内六句心駄） 二二句

元弘三年百韻（何木） 八七句（内七句心駄） 一三句

【注】「内六句心駄」のごとく記したのは、「歌づゑ」になく、心
駄抄で検出した句数。○何船の二二句を百韻の順にあげると、

33 34 54 57 59 60 63 66 68 71 72 76 77 81 85 86 88 92 93 94 96 100、○何木の
一三句は、41 52 63 66 67 72 74 76 79 88 89 90 98。

「歌づゑ」「心駄抄」が賦物を尽しているとは思われないから、両書
で検出できなくても、賦物を取ったと認められたものもあるであら
う。したがって、賦物を取らない二十二句、十三句の数は、実際
は減少するであらう。かといって全部なくなるとは思われないの
で、賦物を取らない句は依然残ると思う。結局これらの百韻が何

船・何木の賦物を取ったとしても、全句に取り通してはいなかった
ということになる。

賦物を標示していないこと、取っていたとしても全巻に取り通し
ていないことは、賦物の無視でなければ、賦物の軽視である。しか
し何船・何木で検討した結果、大部分が取っている点から見ると、
賦物は取ったが標示はしなかったということになりそうである。と
すれば少くも賦物の軽視、賦物意識の退化ということになりそうで
ある。ところでこの現象は鎌倉の地で起こっている。鎌倉特有の現
象か、京都にも同様の現象が起こっていたかが問題になる。これに
ついては、次の良基の所説のところで触れるが、京都では南北朝に
はいるまで全巻に取り通すことが守られていたように見える。そ
うだとすれば、賦物退化の現象は、鎌倉に特に早く現われたように思
われる。

南北朝にはいつて、建武元年から十一年後の康永四年（一三四五）
に成立した良基の僻連抄を見ると、その後半式目の部の第一項に賦
物の制を掲げている。それを見ると、百韻全部に取り通すことを前
提としていたと考えられるから、式目の上では、鎌倉時代と同じよ
うに、全句に取り通す規定が生きていたようである。この僻連抄式
目の最初の部分に該当する式目断簡が前田家旧藏手鑑にあって、堀
部正二氏によつて紹介されているので、それを僻連抄と対照して挙
げてみたい。（注 9）

（前田家手鑑式目）

連歌条々

一、賦物事 假令賦山何に山
水をとりのち山したみつ

（僻連抄式目）

一、賦物 新式
山水を取後山下水をとるへし

をとるへし賦片何にかたや
まをとりてのちかたやまさ
とをとるへし 自余准之花
下伝説云々

今云句のいてきたらんや
うによるへしかならず前
後をいふへからず
一、連歌のはしめのおもてに
発句のおな

この断簡は、極書に津守国冬（注10）筆とあるよしである。堀部氏はその問題には触れないで、内容から判断して、僻連抄の式目と、それから四年後の連理秘抄の式目との中間形態を示すものとされた。しかしそれには誤解があるようである。津守国冬筆は別としても、右の比較でわかるように、この断簡の方が僻連抄に先行するものと思われる。賦片何の説明を除いた簡略化、「今云」の傍注と見られる「花下伝説云々」を簡潔にした「花下説云」の行文など、僻連抄式目が後であると見るのが自然である。僻連抄の式目は、弘安新式に準拠し、それに倉尺を加えたもので、「新式」「式」のごとき傍注が原拠を示すものと考えられている。（注11）それに対しこの断簡式目は、むしろ原拠とした弘安新式に近いもので、鎌倉末期に行われていた形態を示すものと思われる。その賦物の制は、全巻に取り通すことを当然のこととした規定であって、それを受けた僻連抄式目でも、簡略化はされたが基本線は変っていないのである。要するに全巻に取り通す基本的な要求は、鎌倉から南北朝にはいつて、僻連抄の式目にもなお生きているのである。

ところが僻連抄前半の作法を説くところの賦物論では、事情が違

但花下説云 句出たらむに随
て前後をいふへからず

一、式 連歌始の面に発句に同
季可嫌之

一、韻字 物の名と詞の字と不
可嫌之（下略）

っている。

賦物はむかしよりし付たる事なれば、尤沙汰すべし。
という書き出しは、式目部の規制と照応し、賦物の習慣は、昔からの伝統を守るべきだとしながら、その後で当時の状況に触れて、

當時又百韻に取とはす事すくなし。あながち沙汰せずとも事か
くべからず。

と述べている。「百韻に取とはす事すくなし」という当時の実情が語られ、それでも支障はないという妥協まで示されている。崩壊の実情を伺わせるもので、これが建武元年から十一年後の当時のことであつた。それから四年の後、僻連抄を改訂した連理秘抄が成立する。「尤沙汰すべし」の尤は削られ、「百韻に取とはす事すくなし」は「取とはす事なし」に改訂されている。この一端にも崩壊進行の状況は読み取れる。さらに決定的なことは、後半式目部で、僻連式目の最初に掲げていた賦物の規定が、次の初面に発句同季を嫌う規定と共に姿を消していることである。この現象は、僻連の式目が弘安新式に準拠し、連理の式目が建治の新式に準拠したという、それぞれの原拠式目の相違によるものかも知れない。しかしたとえそうであっても、これは注目すべき現象である。当時の実情に即応して賦物の規定を除外したか、あるいは賦物の規定がなくても支障なしと認められたかであって、いずれにしろ崩壊を決定的にするものであつたと思われる。こうして筑波問答に、「この比は面ばかりだにもまことしく取り侍らざるにや」という状態が、やがて間もなくやってくるわけである。

南北朝初頭の京連歌に見られる賦物の崩壊であつたが、僻連抄がいう「當時」（連理は当世とする）とは、いつからを指すものであ

ろうか。当時・当世では、いつからと限定することはむずかしい。しかし十年前に建武の変革があったことを考えると、それ以前も含めて当時・当世と呼んだとは考えにくい。おそらくこの「当時」は、建武の変革以後を指すものであろう。一方、辭連式目にもなお存していたほどの賦物の規定であるから、建武の変革に押し流されるまでは、依然として守られていたろうことも推測される。かたがた、この「当時」は、「京鎌倉ヲキマゼテ一座ソロハヌエセ連歌」の横行するようになった建武以後のことと思われる。京都における賦物崩壊の波は、南北朝にはいって、急激に高くなったものと見られる。

二、賦物崩壊の意味

賦物崩壊の原因を探ることによって、その連歌史的な意味を考えてみたい。原因は賦物自体にも潜んでいたし、去歳の発達が大きく作用したことも考えられる。さらに建武の変革とも関連する。

第一に賦物自体について見よう。その役割について山田博士は、連歌一篇の形式を統括するものとされ(注12)、能勢朝次博士もこれに同調された(注13)。また石田吉貞博士は、有心無心の激しく争う競技的な連歌にとって、ルールの役割を果たすものとされた(注14)。賦物が上賦下賦形式に変わり、それが複式から単式に移っても、ルールの役割はあったと思われるし、一篇の形式的統括も果たしていたと思う。しかしこの賦物は、句の表現内容とはほとんど関係がない。賦五色、賦白黒などは関係を持ったが、賦草木のごときは隠題となって関係がなくなり、上賦下賦式になると全く関係がない。句の内容は前句に付くように表現されるのであって、隠題で読みこ

まれる草の名や木の名、上賦下賦でできる熟語は、句の内容とは別である。したがって、ルールといい統括といっても、句の内容に踏みこんで規定するものではない。内容とは別次元の、いわば外皮にかかわるルールであり統括であるに過ぎない。それは句の内容に責任を持ったり、内容の質を高めたりということとは無縁であって、そういう面に対してはむしろ障害になる。障害の度合は、賦物によって相違し、「賦物こはく成ぬれば、句がらのわろく成也」(辭連抄)という障害の大きいものもあれば、それほど苦勞なく取れるものもある。しかし障害は障害であるから、「先づ秀逸の体を至極稽古して、賦物の沙汰はあるべき事なり」(筑波問答)となっていくのである。鎌倉時代の付合が、和歌の上句下句のような平板なものに終っている原因の一半は、賦物の拘束にあったかと思われる。連歌が質的な飛躍を遂げようとするれば、賦物からの解放が当然日程に上るはずである。

賦物にはまた一種の言語遊戲的な興味があった。賦鳥魚連歌であれば、鳥の名、魚の名をそれぞれ五十も読みこむわけであるが、そうなければありきたりの鳥名・魚名では間に合わない。当然耳馴れないもの、疎ましいものも出てくる。それは俳諧の興味を呼ぶものである。上賦下賦式でも同様である。「歌つゑ」の、たとえば青何の条を見ると、青蠅・青道心・青女房・青侍といった熟語を造るものがある。実際読まれたかどうか疑わしいが、これに類する俳諧的な熟語を読むことは多かったと思われる。これは読みこむものの俳諧味であるが、そもそも賦物を巧みに読み入れること自体が一種の言語遊戲である。賦物連歌には、前句に付ける普通の表現の外に、この言語遊戲がついて廻るわけである。そしてこの遊戲の興味が、賦物連歌の存続を支持する一因をなし、鎌倉時代連歌の一特色をなし

ていたものと思われる。しかしこうした遊戲的興味は、「先づ秀逸の体を至極稽古して」というような文学的要求が強くなれば、これまた克服される運命にあったのである。賦物崩壊の原因は、賦物自体の性質の中に潜んでいたと見られるのである。

第二に、去嫌の制の發達が賦物を無用化したと考えられる。去嫌の發達は、連歌式目史の中心課題であるが、それをここで正面から扱うことはしない。簡単に一瞥すると、まず八雲御抄卷一所載の故実・禁制十六項がある。その中六項は作法と見られるもので、残り十項の中、六項が賦物の規定、他の四項が、「三句が中は病をさるべし」のごとき去嫌の規定になっている。前に触れたようにこの賦物の規定は、承久変以前の賦物に関するものであるから、去嫌の方もその時期のものと見られる。賦物の方が多く、去嫌は僅か四項という微々たる存在でしかなかった。その後の式目は、賦物と去嫌を内容として發達したと思われる。文永・弘安のころの本式・新式、建治の新式、弘安の新式、為世の新式、為相の藤谷式目、為藤の式目など、良基の連歌書に見える式目だけでも、鎌倉時代の發達ぶりを想見させるに十分である。この中弘安新式は僻連抄式目の原掬となり、かつ所々に原掬式目に存したことを示す「新式」「式」「式心」などの注記があるので、その内容の若干は知ることができる。賦物の規定、面に発句同季を嫌う規定はじめ、韻字・輪廻・遠輪廻・本歌・一座一句物・同二句物・同三句物・同四句物・何度可用之物・可隔三句物・同五句物・可分別物・そへ物体用などにわたっている。もっとも僻連抄式目の原掬とした弘安新式が、弘安當時のものに段々改訂を加えたものかも知れないという推測も可能であり、僻連の注記の精確度が必ずしも絶対とは思えないという問題もある

から、弘安新式の再現はむずかしいが、それにしても、内容項目が増大し、とりわけ去嫌の面の著しく拡張されたことは想像に難くない。僻連抄の式目は、時代の確かな点で最古のものであるが、これになると、次の連理秘抄の式目、完成された応安新式と比較して、細部に出入はあるが、組織の主要部分は全く同じものになっている。ただ前に触れたように、第一の賦物の項と、第二の面に発句同季を嫌う項は、僻連に存していたが、後の二者にはなくなり、鎌倉時代の式目に賦物の規定の存したことも忘れ去られて行く。

賦物の規定のなくなった韻字以下の式目を、広い意味で去嫌の制と呼んだのであるが、その役割について山田博士は、「これは一巻の美を保つが為に修辭の上の必要からして規定したもの」(注15)で、連歌一卷に「変化と調和」(注16)の興趣を与えるものとされた。この去嫌の制は、賦物が大体表現内容と無関係であったのとい、内容に踏みこんだ規定をしているところに根本的な差違がある。たとえば、春季の句が五句続いたから、次の句の内容は春季であってはならないとか、前に出た鳥の句と五句隔たっていないから、ここで鳥を出してはいけないとか、この句は裁留めにしたいが、前々句が裁留めだから避けるべきだといふごとく、句の内容・表現にわたって規制する。そしてこの規制を支配する原理は、山田博士の「変化と調和」の美であって、それに従うことによって、百韻全巻の美的調和に率仕することになる。これは賦物の言語遊戲的な興味とは、全く別な方向を指している。かような美的調和を志向する中での句々の発想が、遊戲的な興味に満足しないで、より文学的になるであろうことは、容易に想像できる。

去嫌の制は、表現内容に立ち入って規制する点で、賦物の外皮の規制と違っているが、その上、賦物が全巻に取り通すというだけの

單純な統括であつたのに対して、去嫌の方は、百韻全体の変化と調和を計り、内容に即した一種の構造を形成する。こうした機能を持つ去嫌が発達する時、外皮的で單純な賦物が無用化するのは自然である。賦物が無用化し、やがて崩壊を迎える機運は、去嫌の発達に伴つて次第に醸成されていたわけである。そしてそのことは、賦物の遊戲的興味が浸蝕されて、より文学的に向かうことでもあつたと思われる。

第三に、時代の急激な変動が賦物の崩壊を早めたらうと考えられる。建武動乱の中に見られる、「京鎌倉ヲコキマゼ」た鎌倉連歌の進出、それによつて生ずる京、鎌倉の激しい混合現象が、賦物の急速な崩壊をもたらしたのではないか。前節で見たように、鎌倉末期の鎌倉に現われた賦物崩壊の現象が、伝統性の強い京都ではまだ起こつていなかったとすれば、南北朝にはいつの京都の賦物崩壊は、鎌倉連歌の進出を原因とするものではなかつたかと思ふのである。つまり第一で見た賦物の孕む弱点や、第二で見た去嫌の発達によつて、崩壊の機運は醸成されていながらも、なお習慣的に存続していたものが、動乱の時期を背景とする鎌倉連歌の進出を契機として、急速な崩壊を起こしたと見るのである。そしてこの想定が許されるならば、南北朝初頭の賦物崩壊には、鎌倉連歌の京都進出という文学地理的な意味合いが存することとなり、そこにこの現象の持つ連歌史の意味が存することになる。鎌倉時代から南北朝への連歌史の展開を、單なる時間的な推移と見ないで、鎌倉から京都へという地理的な面からも見るべきことを要求しているところに、賦物崩壊の歴史的な意味があらうかと思ふ。

おわりに

賦物連歌から去嫌連歌への展開を、主として賦物の崩壊に着目してみてきた。そこに見られる連歌史的な意味は、遊戲的から文学的への推移が認められること、鎌倉から京への地理的な移行が想定されることにあつた。

遊戲的から文学的への推移が認められる点に關していえば、最初に挙げたいいくつかの視点の中に、北野法樂連歌に象徵される遊戲的態度から文学的態度への推移の問題が想起される。賦物から去嫌へという推移の中にも、実は同じ問題が認められるわけである。また最初にあげた視点の一つに京・鎌倉の混合現象がありはしないかと述べておいた。賦物崩壊の現象は、その問題にも關係し、その問題を具体的に追求する場合の一翼をなすものである。さらに連歌の作者という視点に關連させていえば、鎌倉連歌の京都進出を強力にしたのは、いうまでもなくそれが武家作者によつて推進されたためである。かようにして、形態の面から取りあげた賦物から去嫌への問題は、その他のいくつかの視点——作者の問題、京・鎌倉の混合の問題、連歌に対する態度の問題——と關連し合つて、南北朝連歌の飛躍を測定することになるのである。

なお賦物の崩壊と地下連歌師の抬頭との間に關係はないかという問題がある。たとえば地下連歌師の間では、賦物の因習から早く解放されていて、それが南北朝の崩壊を促進したのではないかといふとき想定である。ありそうな想定であるが、資料的に困難があつて、今の段階ではなんともいえない。前に掲げた前田家手鑑の武目断簡、僻連抄式目の巻首に見る賦物の規定を見ても、花下の連歌師たちにも賦物は守られていたと認められ、その反対の場合が詳かで

ないのである。

注1 山田孝雄博士「連歌及び連歌史」、岩波講座日本文学。昭和七年六月。

注2 伊地知鐵男氏「八雲御抄撰成当時の連歌懷紙」、連歌俳諧研究七八号合併号。

注3 高野辰之博士「古文学踏査」(昭和九年刊)所収。

注4 伊地知鐵男氏「善阿時代の京都公家の連歌懷紙」、連歌俳諧研究十一号。

注5 拙稿「鎌倉末期の連歌懷紙断簡」、国語と国文学、昭二六年十二月号。

注6 頼原退藏博士「俳諧史の研究」(昭和八年刊)に、百韻完備の三巻を紹介。その中の正慶元年百韻と元弘三年百韻は複製がある。

注7 元慶元年百韻は、冷泉殿点と他点(頼原博士は素安点かという)を併せ記す。ただし名残の懷紙一枚は冷泉殿に加点を受けたものの混入である。元弘三年百韻は、河漢点と素安点を併記。

注8 この断簡は、その他の懷紙断簡と一括し、新たに「雨の名を連哥」と題が付けられている。この他同文庫には「禪門詩文集」紙背の賦何木の断簡、その他あるよしであるが未調査。

注9 堀部正二氏「二条良基の連歌学書に就いての一考察」(「中日日本文学の書誌学的研究」昭和二十三年刊、所収)。

注10 津守国冬は津守国助の子で、父に次いで永仁七年正月卅日

津守神主に補せられた。時に三十。没年詳かでないが、弟の国道が元応二年六月廿五日に神主に補せられているので、その前ごろの没か。

注11 岡見正雄博士「僻連抄・僻連秘抄・連歌新式」(国学院雑誌、昭和十五年十月号)。

注12 山田孝雄博士「連歌及び連歌史」五七頁。

注13 能勢朝次博士「聯句と連歌」一〇四頁。

注14 石田吉貞博士「中世初期連歌の賦物」(国語と国文学、昭和三十四年三月)。

注15 山田博士「連歌及び連歌史」二二頁。

注16 同 「連歌概説」一一二頁。

附記 この稿は、昭和三十七年十月七日仙台における中世文学会の席上発表した原稿に加筆したものである。

(三七・一一・九)
(広島大学教授)